

盛岡市長 様

団体（個人）の名称
代表者 住 所
職氏名
電 話

(※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

盛岡市子ども食堂等事業に係る白米支給申請書

子ども食堂等事業に係る白米支給について、次のとおり申請します。

記

1 子ども食堂等事業の平均利用者数（令和7年度の見込みを含む。）

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施した子ども食堂等事業における1か月当たりの平均利用者数を右のアからオまでの中から選んで、丸を付けてください。	ア	0人（実施していない。）
	イ	1人以上20人未満
	ウ	20人以上30人未満
	エ	30人以上40人未満
	オ	40人以上
(2) 令和7年8月1日から令和8年1月31日までに実施することを予定している子ども食堂等事業の1か月当たりの平均利用者数を右のアからエまでの中から選んで、丸を付けてください。	ア	1人以上20人未満
	イ	20人以上30人未満
	ウ	30人以上40人未満
	エ	40人以上

※ 裏面の内訳書に、月ごとの利用者数の実績及び見込みを記入の上、回答願います。

2 支給を申請する白米の量（1回目の支給）

上記1の(1)と(2)のうち、より少ない人数の回答を右のアからエまでの中から選んで、丸を付けてください(※)。	利用者数及び対応する白米の量	
	ア	1人以上20人未満・・・・・・・・白米5kg
	イ	20人以上30人未満・・・・・・・・白米10kg
	ウ	30人以上40人未満・・・・・・・・白米15kg
	エ	40人以上・・・・・・・・白米20kg

※ 1(1)で「ア」と回答した場合は、(2)の回答をそのまま選んでください。

3 白米の引取りを希望する場所の郵便番号及び住所並びに宛名（配送先）

<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> それ以外（下記に氏名、住所、電話番号を記入してください）
〒	(TEL)
宛て	

4 添付書類

子ども食堂等事業利用者数内訳書（裏面）

こども食堂等事業利用者数内訳書

1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施したこども食堂等事業（利用者数の実績）

実施した 年・月	令和6年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数 (人)						

実施した 年・月	令和6年			令和7年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数 (人)						

2 令和7年8月1日から令和8年1月31日までに実施することを予定しているこども食堂等事業（利用者数の見込み）

実施予定 年・月	令和7年					令和8年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
利用者数 (人)						

3 申請に当たって（必ずお読みください。）

- ・ **「こども食堂等事業」とは**、こども食堂などにおいて、次の内容で行われる活動が該当します。
 主な対象：地域のこども及びその保護者
 提供料金：無料又は低額な料金
 提供内容：温かい食事の提供又は弁当、食品若しくは文房具、生理用品等の配布若しくは配達（営利活動に該当するものを除く。）
- ・ **利用者数については**、こどもやその保護者に限定せず、こども食堂等事業として食事の提供又は弁当、食品の配布若しくは配達を受ける方は、年齢を問わず対象とします。
- ・ **1か月に複数回こども食堂を開催した場合**（開催する予定の場合）は、利用者数を合算して記載し、回数を併せて記入してください（例：50人/2回）。
- ・ 1と2の記入後に、それぞれ**1か月当たりの利用者数を計算し**、その結果に基づいて、表面の1(1)と(2)の記入をお願いします。
- ・ 利用者数に応じた量の白米を支給するものであり、また、支給後の使用状況について報告を別途お願いいたしますので、**過大な利用者数の見込みはお控えください。**
- ・ 支給を受けた白米は、こども食堂等事業に限り使用していただくものであり、飲食店などの**営利事業における使用や、転売等による他者への譲渡は禁止します。**
- ・ 1回目に支給する白米の量は最大20kgとなりますが、1回目の支給後に残った白米については、**利用者数に応じて市が配分し、2回目の支給を行います。**なお、利用者数によっては、**2回目の支給の対象とならない場合があります**ので、何卒御了承ください。